○農林水産省令第二十一号

農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条第二項の規定に基づき、農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

農林水産大臣　野上浩太郎

農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令

農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（イノベーション戦略室） **第十三条**　研究企画課に、イノベーション戦略室を置く。 ２　イノベーション戦略室に、室長を置く。 ３　イノベーション戦略室は、第三条第一号及び第五号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。 **附　則** （研究専門官の設置期間の特例） ２　第十一条第一項の研究専門官のうち四人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。	（技術安全室） **第十三条**　研究企画課に、技術安全室を置く。 ２　技術安全室に、室長を置く。 ３　技術安全室は、第三条第五号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。 **附　則** （研究専門官の設置期間の特例） ２　第十一条第一項の研究専門官のうち四人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　（略）	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　（略）

区分	定員	備考
本省	三九、〇七七人	
観光庁	二二二人	
気象庁	四、九八五人	
運輸安全委員会	一八二人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、四二七人	
合計	五八、八九三人	

区分	定員	備考
本省	三八、九四四人	
観光庁	二二〇人	
気象庁	五、〇〇七人	
運輸安全委員会	一八一人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、三二八人	
合計	五八、六八〇人	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

２　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和三年九月三十日までの間	三九、一五二人